

第1部

排水設備工事に係る基本事項

第1部 排水設備工事に係る基本事項

1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
(1) 用語の定義	5
① 下水	5
② 公共下水道	5
③ 流域下水道	5
④ 排水設備	5
⑤ 除害施設	5
(2) 下水の排水に関する区域	6
① 排水区域	6
② 処理区域	6
③ 分流改造区域	6
(3) 排除方式	6
① 合流式	6
② 分流式	6
(4) 函館市下水道計画図	7
(5) 函館市公共下水道排除方式別区域図	8
3. 排水設備の設置	9
(1) 排水設備等の要件	9
(2) 排水設備の種類	9
(3) 排水設備の設置者	9
(4) 水洗便所への改造義務等	9
(5) 排水設備工事の区分	9
① 水洗工事	9
② 雑排水工事	9
③ 浄化槽切替工事	10
④ 分流改造工事	10
(6) 排水設備工事の種別	10
① 新設工事	10

② 増設工事	10
③ 改築工事	10
④ 撤去工事	10
⑤ 修繕工事	10
4. 除害施設	10
(1) 設置の目的等	10
(2) 事前調査	11
(3) 水質および届出等	11
① 下水の水質基準	11
② 法令に係る届出書	11
③ 使用開始等の届出を要する下水の水質	11
④ 事業場の業種と廃棄物の種類	11
⑤ 水質汚濁防止法特定施設	11
⑥ ダイオキシン類対策法特定施設	11
5. 下水道の維持管理	11
(1) 公共下水道	11
(2) 排水設備	11
(3) その他の下水道	11
6. 申請等に係る手数料の取扱い	12
7. 別表	13

第1部

1. 目的

この取扱いは、函館市における排水設備工事の適正を図るため、工事に必要な事項を定める。

1. 排水設備工事は、下水道法、函館市下水道条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
2. この取扱いに特に記載していない排水設備工事の設計施工技術に関する資料は、社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」などによるものとする。
3. その他、この取扱いに記載されていない事項については、函館市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

2. 下水道の概要

(1) 用語の定義

- ① 下水とは、生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水（以下「汚水」という。）または雨水をいう。
汚水とは、人間の消費生活または生産活動に伴って生ずるすべての不要な水をいい、雨水とは、雪解け水、湧水等の自然水をいう。
- ② 公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- ③ 流域下水道とは、もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、および処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- ④ 排水設備とは、公共下水道の供用が開始された排水区域内の土地所有者、使用者または占有者が下水（生活廃水、事業用廃水、雨水等）を公共下水道に流入させるために必要な排水設備（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の配管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- ⑤ 除害施設とは、函館市下水道条例第5条の2および第5条の3の各号に掲げる項目の基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除する場合に設ける施設をいう。

(2) 下水の排水に関する区域

① 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる区域で、下水道法第9条第1項の規定により公示された区域とする。

② 処理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理できる区域で、下水道法第9条第2項の規定により公示された区域とする。

③ 分流改造区域

ア 終末処理場に接続されていない合流式下水道として整備した区域で、その後、終末処理場に接続した公共下水道管の布設整備を行い、分流式の排除方式とするために分流改造工事を必要とする区域とする。

イ 区域は、新川町，上新川町，海岸町，大縄町，松川町，万代町，浅野町，吉川町，北浜町，港町1丁目，港町2丁目，港町3丁目，追分町，亀田町，大川町，田家町，白鳥町，八幡町および宮前町の全域と松風町，若松町，千歳町および亀田港町の一部の区域とする。

(3) 排除方式

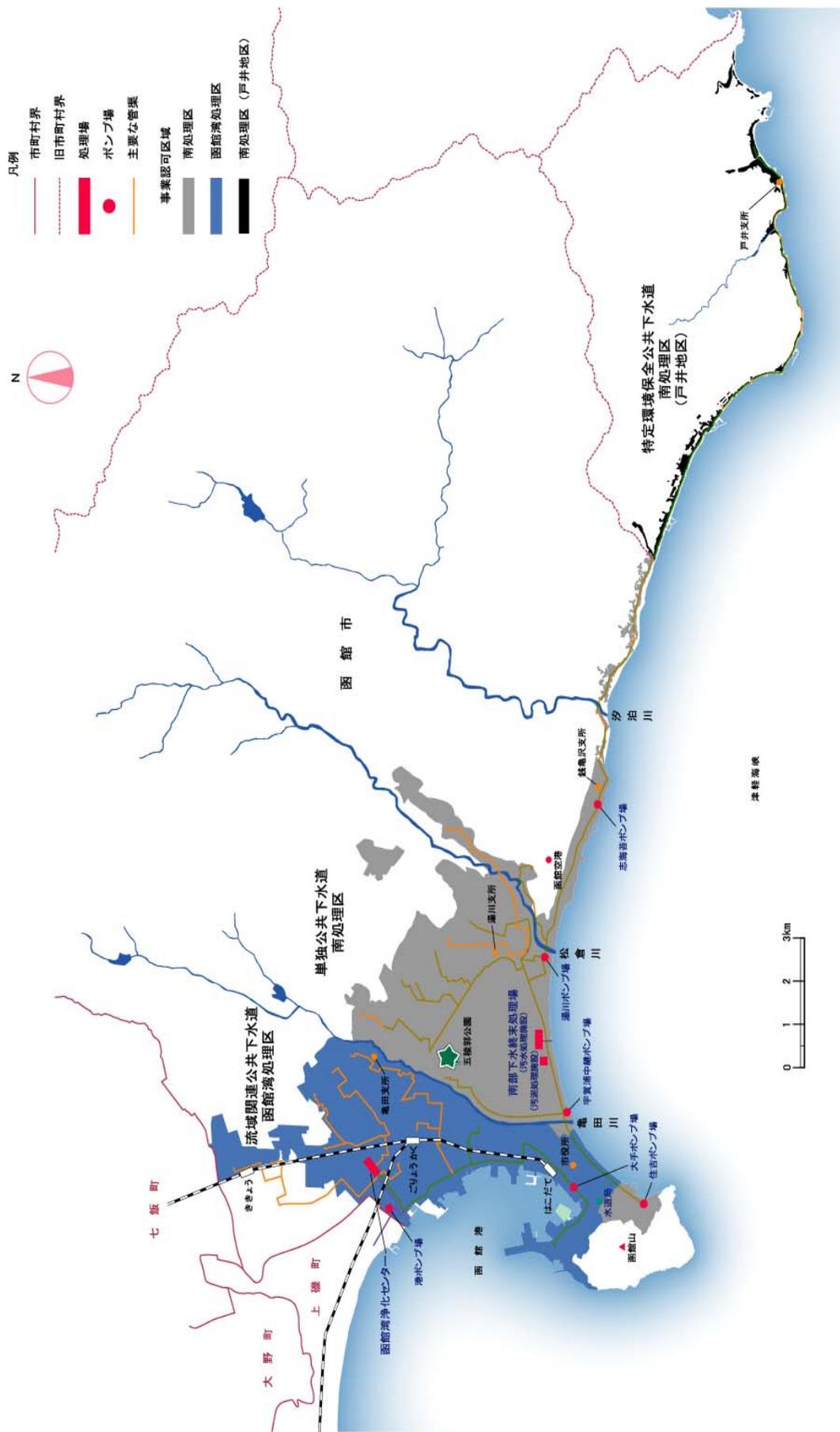
① 合流式

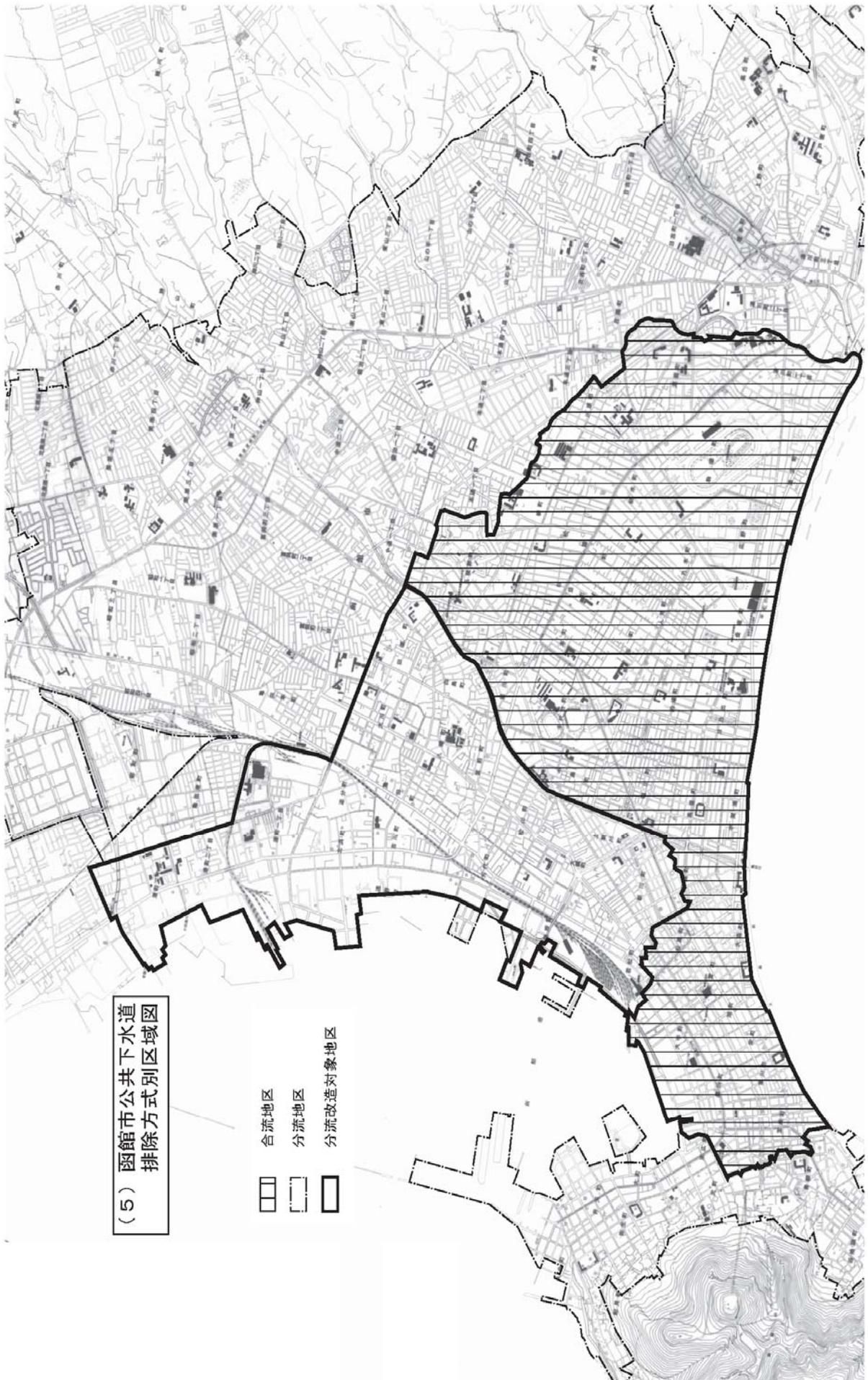
汚水と雨水を混在して公共下水道（合流管）に排除し，終末処理場で処理する方法。

② 分流式

汚水は公共下水道（污水管）に排除し終末処理場で処理し，雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に排除し河川等に排水する方法。

(4) 函館市下水道計画図





(5) 函館市公共下水道
排除方式別区域図

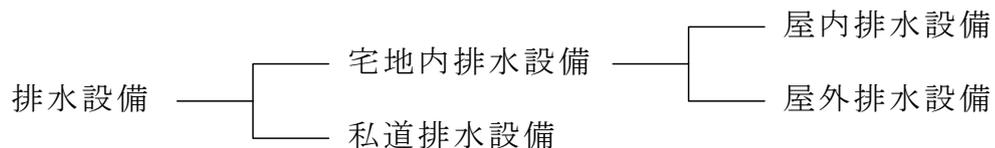
-  合流地区
-  分流地区
-  分流改造対象地区

3. 排水設備の設置

(1) 排水設備等の要件

個人，事業場等が私費で設けるもので，排水を公共下水道に流入させるために設ける，建物または敷地内等の水受け容器，水洗便所およびタンク，雨水を受ける設備，排水管，柵，除害施設等の付帯設備は，排除すべき汚水または雨水を円滑かつ速やかに流下させ，耐久・耐震性を有し，維持管理が容易な構造でなければならない。

(2) 排水設備の種類



(3) 排水設備の設置者

- ① 建築物の敷地である土地にあっては，当該建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地（③の土地は除く。）にあっては，当該土地の所有者
- ③ 道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては，当該公共施設を管理すべき者

(4) 水洗便所への改造義務等

処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は，処理開始の日から3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

ただし，建築物が近く解体または移転の予定のもの，水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等，相当の理由があると認められる場合は，この限りでない。

(5) 排水設備工事の区分

① 水洗工事

ア 建築物から排除されるすべての汚水を，公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 台所，洗面所，風呂等の污水排水管が既に公共下水道に接続されている建物で，便所を水洗化する工事

② 雑排水工事

ア 台所，洗面所，風呂等の污水（水洗便所を除く。）を公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 工場等の事業に起因し，もしくは付随する汚水を公共下水道に接続する工事

ウ 雨水（雪どけ水，湧水等の自然水）および雨水と同程度以上に清

浄な水を、公共下水道（雨水管）または側溝等（分流区域）もしくは公共下水道（合流区域）に排除する工事

エ 都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可に該当しない小規模な宅地造成で設置される排水管を公共下水道に接続する工事

③ 浄化槽切替工事

ア 既存の建築物の浄化槽を廃止し、排水管、柵等を設置し、公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 汚水と雨水が混在している既存の浄化槽を廃止する場合は、汚水を公共下水道（污水管）に、雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に接続する工事

④ 分流改造工事

敷地内の排水設備を分流式に改造するため、管理者が必要な部分を切替える工事

(6) 排水設備工事の種類

① 新設工事

ア 処理区域内の建物に新たに水洗便所、排水管、柵を設置し、公共污水柵に接続する工事

イ 処理区域内の建物に新たに排水管と柵（雑排水のみ）を設置し、公共污水柵に接続する工事

ウ 既設浄化槽を廃止し、公共污水柵に排水設備を接続する工事

② 増設工事

ア 分流改造地区の既存建物の便所を水洗化し、排水設備を公共污水柵に接続する工事

イ 排水設備のある既存建物に、更に排水設備を増やす工事

③ 改築工事

既に下水道使用料を納入している水洗化済み建物の建替え等に伴い、排水管や柵の一部を変更する工事

④ 撤去工事

建物の解体等により、不要になった既設排水設備を切り離し、公共污水柵への流入を防ぐ処理をする工事

⑤ 修繕工事

水受け容器や水洗便器等の取替えや、排水管、柵を補修する工事

4. 除害施設

(1) 設置の目的等

① 工場、事業場排水には様々な物質が含まれているため、そのまま下水道へ流した場合は、管渠を腐食したり、有毒ガスを発生させて管渠の維持管理に支障をきたし、さらに下水処理場の機能に悪影響を及ぼ

すため、障害を防止し下水道施設を正常に維持することを目的に水質の規制を行う。

- ② 水質規制を受ける工場、事業場で排水の水質が基準を超える場合は、基準以内までに処理する必要があるため、除害施設（汚水処理施設）を設置する。

（２）事前調査

工場、事業場等からの排水の水質は、いかなる時でも排水基準に適合していなければならない。

また、除害施設の設置後、適合していなければ排水の停止等を命じることもある。

除害施設の計画にあたっては、次の項目について十分調査し適切なものを設置すること。

- ① 事業場等の規模および操業形態
- ② 排水の発生量および水質
- ③ 操業工程における排水量の削減および水質の改善
- ④ 除害施設で処理した水の再利用および有用物質の回収

（３）水質および届出等

- ① 下水排除基準（別表１）
- ② 法令に定める届出書（別表２）
- ③ 使用開始等の届出を要する下水の水質（別表３）
- ④ 事業場の業種と廃棄物の種類（別表４）
- ⑤ 水質汚濁防止法特定施設（別表５　No, 1～No, 7）
- ⑥ ダイオキシン類対策特別措置法特定施設（別表６）

５．下水道の維持管理

（１）公共下水道

公道または公道に準ずる私道に、市が設置した管渠^{きよ}、柵、ポンプ施設等の維持管理は、管理者が行う。

（２）排水設備

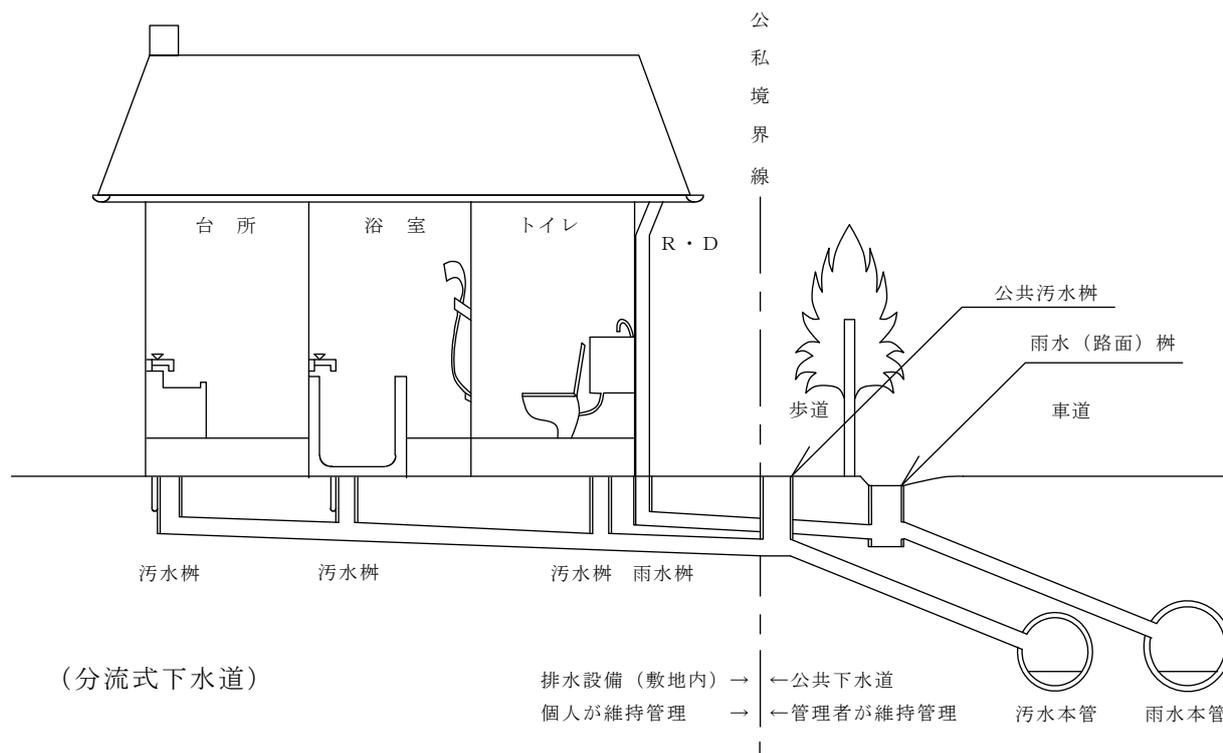
個人、事業場等が、私費で建物または敷地内等に設けた設備は、建物所有者等の負担で維持管理しなければならない。

ただし、建物所有者等が所在不明で管理上支障があり、管理者が必要と認める場合は、市がこれを負担し管理することがある。

（３）その他の下水道

あらゆる下水の排水施設を含む下水道の維持管理は、設置者または所有者の負担で維持管理を行うものとする。

一般住宅の場合



6. 申請等に係る手数料の取扱い

処理区域として告示された区域内の建物所有者等は、下水道法の目的である公衆衛生の向上や公共用水域の保全と、公共下水道の利用の強制規定により、排水設備の設置義務や汲取便所の水洗化改造義務が課せられている。

また、管理者は公共下水道の管理のため、排水設備の設置に関し、排水設備工事の設計、施工については、函館市企業局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）が行うこと、排水設備の技術上の基準確保のため、完成検査を行うことなどを函館市下水道条例で定めている。

このことから排水設備の設置は、市民に義務付けられたものであり、かつ、公共下水道の維持管理のため、排水設備工事確認申請審査および完成検査を行うものであることから、これに係る手数料は徴収しない。

7. 別 表

下水排除基準

項 目	工場または事業場の基準値		
	函館湾処理区域	南処理区域	
	函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場	
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5を超え9未満	水素指数5を超え9未満
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600未満	600未満
3	浮遊物質 (SS)	600未満	600未満
4	カドミウム及びその化合物	※1) 0.01以下	0.03以下
5	シアン化合物	※1) 検出されないこと。	1以下
6	有機燐化合物	※1) 検出されないこと。	1以下
7	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
8	六価クロム化合物	※1) 0.05以下	0.5以下
9	砒素及びその化合物	※1) 0.05以下	0.1以下
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	※1) 0.0005以下	0.005以下
11	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
13	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
14	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
15	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
16	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
17	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
18	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下
21	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
22	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
23	チウラム	0.06以下	0.06以下
24	シマジン	0.03以下	0.03以下
25	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
26	ベンゼン	0.1以下	0.1以下
27	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
28	ほう素及びその化合物	230以下	230以下
29	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下
30	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下
31	フェノール類	5以下	5以下
32	銅及びその化合物	3以下	3以下
33	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
36	クロム及びその化合物	2以下	2以下
37	ダイオキシン類	※2) 10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
38	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下
		(2) 動植物油脂類含有量	30以下
40	窒素含有量	240未満	—
41	燐含有量	32未満	—
42	温度	45度未満	45度未満
43	沃素消費量	220未満	220未満

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値である。
- 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※1)の数值は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数值である。【下水道法施行令第9条の4第4項】
- ※2)の数值は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。

別表 2

法令に定める届出書

事業場	届出書の種類	法令	届出事由	届出義務者	届出期限	備考
特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設ならびにダイオキシン類対策法特定施設をいう。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者	使用開始(変更)前	
	2 公共下水道使用開始届	法第11条の2第2項(省令第6条第2項)	特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者	使用開始前	
	3 特定施設設置届出書	法第12条の3第1項(省令第8条第2項)	公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第66号の3に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。)を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする者	届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	4 特定施設使用届出書	法第12条の3第2項(省令第9条第1項)	公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。	当該施設を設置(工事中を含む。)している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内	
	5 特定施設使用届出書	法第12条の3第3項(省令第9条第1項)	特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排除していた者が、終末処理場が設置されている公共下水道を使用することとなったとき。	当該特定施設を設置している者	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
	6 特定施設の構造等変更届出書	法第12条の4(省令第10条第1項)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量および水質ならびに用水および排水の系統を変更しようとするとき。	当該届出をした者	届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	7 氏名変更等届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。	当該届出をした者	変更があった日から30日以内	
	8 特定施設使用廃止届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。	当該届出をした者	使用を廃止した日から30日以内	
	9 承継届出書	法第12条の8第3項(省令第13条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けまたは借り受けたときならびに当該届出をした者について相続又は合併があったとき。	当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人	承継があった日から30日以内	
非 特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者であって、当該要件に該当する者(特定施設の設置者を除く。)	使用開始(変更)前	
	2 除害施設設置計画届出書	条例第5条の3第3項(函館市下水道条例施行規程第4条)	公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。	除害施設を設置しようとする者	除害施設設置前	

【取扱十】

使用開始等の届出を要する下水の水質

項 目	工場または事業場の基準値		
	函館湾処理区域	南処理区域	
	函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場	
1	水素イオン濃度 (pH)	※ 1) 水素指数5.7以下8.7以上	※ 1) 水素指数5.7以下8.7以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	※ 1) 300以上	※ 1) 300以上
3	浮遊物質 (SS)	※ 1) 300以上	※ 1) 300以上
4	カドミウム及びその化合物	※ 2) 0.01を超えるもの	0.03を超えるもの
5	シアン化合物	※ 2) 検出されるもの。	1を超えるもの
6	有機リン化合物	※ 2) 検出されるもの。	1を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
8	六価クロム化合物	※ 2) 0.05を超えるもの	0.5を超えるもの
9	砒素及びその化合物	※ 2) 0.05を超えるもの	0.1を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	※ 2) 0.0005を超えるもの	0.005を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003を超えるもの	0.003を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
17	1,2-ジクロロエタン	0.04を超えるもの	0.04を超えるもの
18	1,1-ジクロロエチレン	1を超えるもの	1を超えるもの
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4を超えるもの	0.4を超えるもの
20	1,1,1-トリクロロエタン	3を超えるもの	3を超えるもの
21	1,1,2-トリクロロエタン	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
22	1,3-ジクロロプロペン	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
23	チウラム	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
24	シマジン	0.03を超えるもの	0.03を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
26	ベンゼン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230を超えるもの	230を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15を超えるもの	15を超えるもの
30	1,4-ジオキサン	0.5を超えるもの	0.5を超えるもの
31	フェノール類	5を超えるもの	5を超えるもの
32	銅及びその化合物	3を超えるもの	3を超えるもの
33	亜鉛及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
36	クロム及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
37	ダイオキシン類	※ 3) 10pg-TEQ/Lを超えるもの	10pg-TEQ/Lを超えるもの
38	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	※ 1) 125以上	※ 1) 125以上
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量	30を超えるもの
40	窒素含有量	※ 1) 150以上	—
41	燐含有量	※ 1) 20以上	—
42	温度	※ 1) 40度以上	※ 1) 40度以上
43	沃素消費量	220以上	220以上

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値である。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。
- ※ 1) の数値は、下水排除基準と異なるので注意してください。
- ※ 2) の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】
- ※ 3) の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。

事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳，肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓，廃調味液等
4	野菜，果実保存食料品製造業	野菜くず，廃調味液等
5	みそ，しょう油製造業	大豆殻，廃みそ，廃しょう油等
6	製あん業	小豆殻，水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ，湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ，化学処理廃液等
10	麺類製造業	麺くず，湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻，豆乳廃液等
12	新聞業，出版業，印刷業又は製版業	廃現像液，廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体，廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設	廃酸，廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃天ぷら油，野菜くず，魚介類の内臓，肉くず，廃調味料等
	共同調理場（学校給食施設）	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 そば店等その他の飲食店	
20	洗濯業	繊維くず，クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液，定着液等
22	病院	血液，廃消毒用有機溶剤，現像液，定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液，動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液，エンジンオイル，廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸，廃アルカリ，検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿，汚泥，スカム等
28	特定事業場排水の処理施設	汚泥，スカム等
29	ビル清掃業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等

水 質 汚 濁 防 止 法 特 定 施 設

号番号 〔水質汚濁防止法 施行令第1条 別表第1〕		施 設	
1	第1号	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
2	第1号の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
3	第2号	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
4	第3号	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
5	第4号	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
6	第5号	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
7	第6号	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
8	第7号	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
9	第8号	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
10	第9号	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
11	第10号	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
12	第11号	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

13	第12号	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
14	第13号	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
15	第14号	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
16	第15号	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ る過施設 ハ 精製施設
17	第16号	麺類製造業の用に供する湯煮施設	
18	第17号	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
19	第18号	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
20	第18号の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
21	第18号の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
22	第19号	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
23	第20号	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
24	第21号	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
25	第21号の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	
26	第21号の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
27	第21号の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
28	第22号	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
29	第23号	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
30	第23号の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

31	第24号	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
32	第25号	削除	
33	第26号	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
34	第27号	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ パリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
35	第28号	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
36	第29号	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
37	第30号	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
38	第31号	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
39	第32号	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
40	第33号	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設

4 1	第 3 4 号	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
4 2	第 3 5 号	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
4 3	第 3 6 号	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
4 4	第 3 7 号	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 5 1 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
4 5	第 3 8 号	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
4 6	第 3 8 号の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。）	
4 7	第 3 9 号	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
4 8	第 4 0 号	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	
4 9	第 4 1 号	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
5 0	第 4 2 号	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
5 1	第 4 3 号	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
5 2	第 4 4 号	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
5 3	第 4 5 号	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	

54	第46号	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
55	第47号	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
56	第48号	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
57	第49号	農薬製造業の用に供する混合施設	
58	第50号	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
59	第51号	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
60	第51号の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
61	第51号の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	
62	第52号	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
63	第53号	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
64	第54号	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
65	第55号	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブラント	
66	第56号	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
67	第57号	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
68	第58号	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
69	第59号	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
70	第60号	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	
71	第61号	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設

72	第62号	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
73	第63号	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
74	第63号の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	
75	第63号の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
76	第64号	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
77	第64号の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
78	第65号	酸又はアルカリによる表面処理施設	
79	第66号	電気めっき施設	
80	第66号の2	エチレンオキサイド又は、1，4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	
81	第66号の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
82	第66号の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
83	第66号の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
84	第66号の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
85	第66号の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	

86	第66号の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
87	第67号	洗濯業の用に供する洗浄施設	
88	第68号	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	
89	第68号の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
90	第69号	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
91	第69号の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
92	第69号の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
93	第70号	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	
94	第70号の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	
95	第71号	自動式車両洗浄施設	
96	第71号の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
97	第71号の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	
98	第71号の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

99	第71号の5	トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	
100	第71号の6	トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	
101	第72号	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
102	第73号	下水道終末処理施設	
103	第74号	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

ダイオキシン類対策特別措置法特定施設

号番号 ダイオキシン類 対策特別措置法 施行令第1条 別表第2		施	設
1	第1号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	第2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	第3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	第4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	第5号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	第6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	第7号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	第8号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	第9号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	第10号	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	第11号	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ〔3, 2-b:3', 2'-m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	第12号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	第13号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	第14号	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	第15号	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	第16号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	

17	第17号	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項，3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち，次に掲げるもの	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	第18号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第19号	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り，公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	